

世田谷区の運営費・補助金制度 (令和8年3月現在)

こちらに記載されている内容は、令和8年3月現在のものになります。  
今後、国及び都の補助内容に連動して、変更を行う予定ですので、ご承知  
おきください。

- 1 運営費（区独自加算）について . . . 2
- 2 補助金について . . . 3
- 3 開園後の賃料補助について . . . 4

※開園後の賃料補助制度については、制度変更（増額）に向けた検討中ですので、令和9年4月以降変更となる可能性があります。

## 1 運営費について

### 【運営費年額の目安（令和7年度 運営費概算）】

あくまでも試算ですので、実際の支給額とは異なります。

定員（本園）	運営費年額	うち公定価格	うち区独自加算
20名 （1・2歳各10名）	9,400万円	7,000万円	2,400万円
60名 （0歳6名/1歳10名/2～5歳11名）	1億4,600万円	1億1,100万円	3,500万円

〈試算条件〉

- ・年度を通じて欠員なし。
- ・公定価格は令和7年度単価とし、主任加算・栄養管理加算などの適用がある場合。
- ・区加算は保育士増配置などの区基準要件を満たした場合。
- ・上記試算額には、賃借料加算は含まれない。
- ・上記試算額には、各種補助金（保育推進事業、キャリアアップ、宿舍借上げ事業など）は含まれない。

### 区独自加算について

開園後の保育所運営にあたっては、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」で定める公定価格に加え、「世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱」等に基づく補助を行います。

〈主な加算項目〉 ※単価は職員の平均勤続年数7～10年の場合

項目	内容	単価（月額）	
①一般保育所対策事業加算	1歳児職員配置を5対1、調理員の増配置、主食費など	単価は定員により異なる。	
		【定員20名の場合】 0歳児：45,030円 1歳児：59,900円 2歳児：44,720円 3歳以上児：45,910円	【定員60名の場合】 0歳児：9,770円 1歳児：24,640円 2歳児：9,460円 3歳以上児：10,650円
②零歳児保育特別対策事業加算	看護師・栄養士等の増配置	看護師：249,230円または498,450円 栄養士：376,820円	
③11時間開所保育対策事業加算	保育士（1～2名）の増配置、パート保育士雇用に対する加算	常勤保育士：453,240円 パート保育士：104,460円または97,200円	
④障害児等保育加算	障害児等の保育を充実させるための人件費・事業費	障害児等と認定した児童1人あたり12万円程度	
⑤延長保育加算	延長保育を実施するための加算	1時間延長：217,410円 2時間延長：359,310円	
⑥零歳児欠員加算	零歳児の欠員に対する助成	欠員1人あたり88,000円	

## 2. 主な補助金について

項目	内容	補助額	備考
① 保育士等処遇改善助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育士等の賃金改善に要する経費を保育事業者に補助</li> <li>●対象職種は保育士、保健師、看護師</li> </ul>	月額1万円（上限） ※対象者1人あたり	
② 保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育士等を居住させるための宿舍を保育事業者が借り上げるための経費（賃借料、管理費、礼金等）を保育事業者に補助</li> <li>●対象職種は施設長、保育士、保育補助者、栄養士、調理員、保健師、看護師</li> </ul>	月額71,750円（上限） ※対象経費の上限額である82,000円×7/8	
③ 保育士等キャリアアップ補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育士等に対する賃金改善を行うための経費を保育事業者に補助</li> </ul>	キャリアⅠ：年齢別・定員別単価×各月初日の在籍児童数 キャリアⅡ：加算対象人数×6,130円×賃金改善実施期間の月数	社会福祉法人は東京都からの直接補助
④ 保育推進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の実情に応じた保育を推進するために必要な経費を保育事業者に補助</li> </ul>	実施項目ごとに区が要綱で定める金額を補助	社会福祉法人は東京都からの直接補助
⑤ 一時預かり事業運営費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時預かり事業の実施に要する経費（人件費）を保育事業者に補助</li> </ul>	年額5,157,000円（上限） ※対象経費（人件費）×3/4と比較し低い方の額 ※年額264,000円を上限に処遇改善費を上記と別に補助	

### 3 開園後の賃料補助について

世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱による助成

#### (1) 賃借料加算（事業者提案）

1 補助の対象経費 開園後最大20年間の賃料

#### 2 補助条件

- ①開設年度の翌年度以降は、処遇改善等加算の基本分が6%以上であること。
- ②建物賃貸借契約に係る期間が10年（定員45名以上の場合は20年）以上であること。

#### 3 補助基準額

定員45名未満の場合 定員×8×47,200円（年額）

定員45名以上の場合 定員×10×14,000円（年額）

※定員区分に応じ以下の控除額を控除します。

定員区分（本園）	控除額（年額）
20人～30人	2,406,000円
31人～44人	2,789,000円
45人～59人	3,024,000円
60人～89人	3,528,000円

公定価格の賃借料加算の適用がある場合は、さらに公定価格の賃借料加算の額を控除します。

<例 賃料年額10,000,000円 定員20人の場合 >

補助基準額 7,552,000円 (20人×8㎡×47,200円)	補助対象外 2,448,000円 (10,000,000円－ 7,552,000円)
控除額 2,406,000円	
<b>補助額 5,146,000円</b> ※公定価格の賃借料加算を含めた額	事業者負担 4,854,000円

#### (2) 賃借料加算（都緊急対策）

#### 1 補助の対象経費

開設5年目までの建物の賃料等

ただし、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超える場合は6年目以降も対象となる。

#### 2 補助条件

- ①公定価格の賃借料加算の適用があること。
- ②民間の建物賃貸借契約であること。

#### 3 補助額

##### 5年目まで

（上限額4,500万円－公定価格の賃借料加算の額）の8分の7

（賃借料－公定価格の賃借料加算の額）の8分の7 のいずれか低い額

##### 6年目以降も対象となる場合

（上限額2,200万円－公定価格の賃借料加算の額）の4分の3

（賃借料－公定価格の賃借料加算の額）の4分の3 のいずれか低い額

※賃借料加算「事業者提案」と「都緊急対策」の2つの加算を同時に適用することはできません。

※「都緊急対策」は国及び東京都の補助制度を活用しています。国及び東京都による制度変更があった場合に補助内容が変更となる可能性があります。